

派遣受入期間の制限について

参考

業務によって、派遣先が同一の業務に派遣を受け入れる期間に制限を設けている。

業務	派遣受入期間の制限
物の製造、軽作業、一般事務など	原則1年間 (過半数労働組合等の意見を聴いた上で、3年間まで延長できる。)
26業務など(※)	なし

※その他派遣受入期間の制限がないもの

- 3年以内の有期プロジェクト業務
- 日数限定業務(1か月の勤務日数が通常の労働者の半分以下かつ10日以下)
- 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務
- 介護休業等を取得する労働者の業務

専門的な知識等を必要とする業務について

「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」、又は「その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」として政令で定める業務

- | | | | |
|-----------|--------------|-----------------|------------------------|
| 1ソフトウェア開発 | 8ファイリング | 15建築設備運転、点検、整備 | 21インテリアコーディネーター |
| 2機械設計 | 9調査 | 16受付・案内、駐車場管理等 | 22アナウンサー |
| 3放送機器等操作 | 10財務処理 | 17研究開発 | 23OAインストラクション |
| 4放送番組等演出 | 11取引文書作成 | 18事業の実施体制の企画、立案 | 24テレマーケティング |
| 5事務用機器操作 | 12デモンストレーション | 19書籍等の制作・編集 | 25セールスエンジニアの営業、金融商品の営業 |
| 6通訳、翻訳、速記 | 13添乗 | 20広告デザイン | 26放送番組等の大道具・小道具 |
| 7秘書 | 14建築物清掃 | | |

○ もともと1999年(平成11年)改正で派遣可能業務が原則自由化(ネガティブリスト化)される以前は、労働者派遣を行うことができる業務が、これらの26業務に限定されていたもの。

○ 原則自由化に伴い、新たに派遣可能となった26業務以外の業務については、派遣可能期間が1年(平成15年改正で最長3年に延長)に、26業務については、派遣可能期間の制限を受けないこととなった。

一般廃棄物処理施設において必要な設備の運転、点検又は整備の業務

1 業務の概要

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）における廃棄物の処理に必要な設備の運転、点検又は整備の業務。
- 具体的には、ごみ処理施設の燃焼設備・排ガス処理設備、し尿処理施設・最終処分場の生物処理設備・凝集沈殿処理設備等の設備が該当する（対象設備の詳細は次ページ以降を参照）。
 - ・ 燃焼設備
供給されたごみを乾燥・燃焼させる設備。
 - ・ 排ガス処理設備
排ガス中の有害ガス成分を薬剤やろ過等で処理する設備。処理工程で、適正な排ガスの温度管理を行う。
 - ・ 生物処理設備
硝化菌、脱窒素菌など性質の異なる微生物を利用して、窒素化合物等を除去する設備。
 - ・ 凝集沈殿処理設備
薬品により汚濁物質を凝集沈殿して除去する設備。

2 専門性等

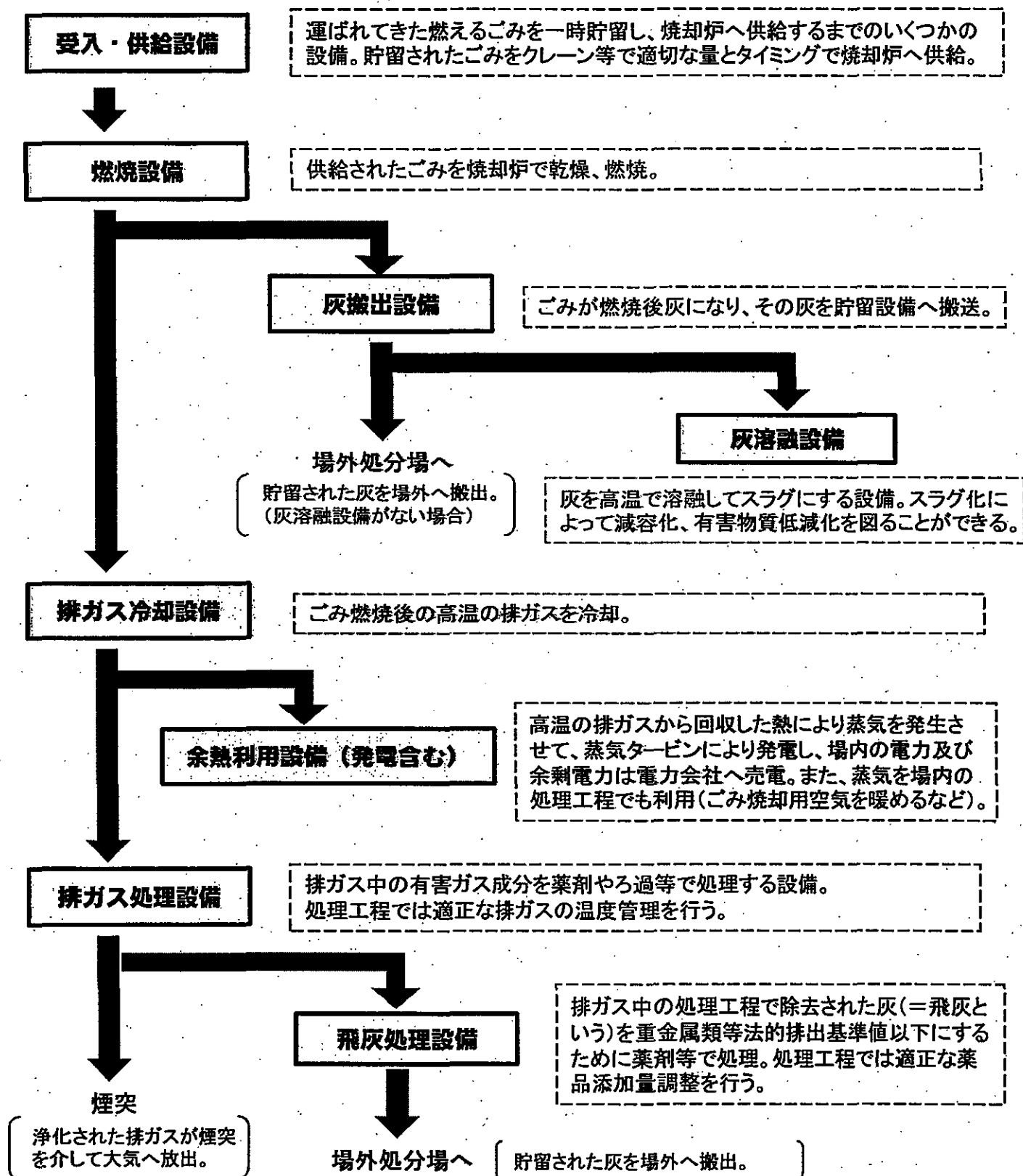
- ごみ処理施設では、燃焼に使用する空気の温度や排ガス温度、焼却炉へ入れるごみの量、焼却炉内の内圧等、様々な状態を把握し、適正な範囲に保つ必要があり、これには専門的な知識・技術・経験が必要となる。
- し尿処理施設・最終処分場では、硝化菌、脱窒素菌などの微生物を利用した処理を行うことから、微生物に対する専門的な知識等がないと適切な対応ができない。
- 法令上、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準が定められており、また、ダイオキシン類対策特別措置法等によって排出物質に対する規制がされていることから、法令を遵守して的確に維持管理するための専門的な知識等が必要となる。
- 業務契約相手である地方自治体の仕様書により、経験を有する者による維持管理を求められることも多い。

3 緊急性

- 東日本大震災によって生じたがれき等をできる限り速やかに処理していくため、被災地においてニーズが高まっている。
- がれき等の増加や施設の不足等の影響により、被災地では処理能力が不足しており、被災地以外の施設を活用した広域処理が必要とされていることから、被災地以外の地域における処理量の増加も見込まれる。

ごみ処理施設における対象設備(イメージ)

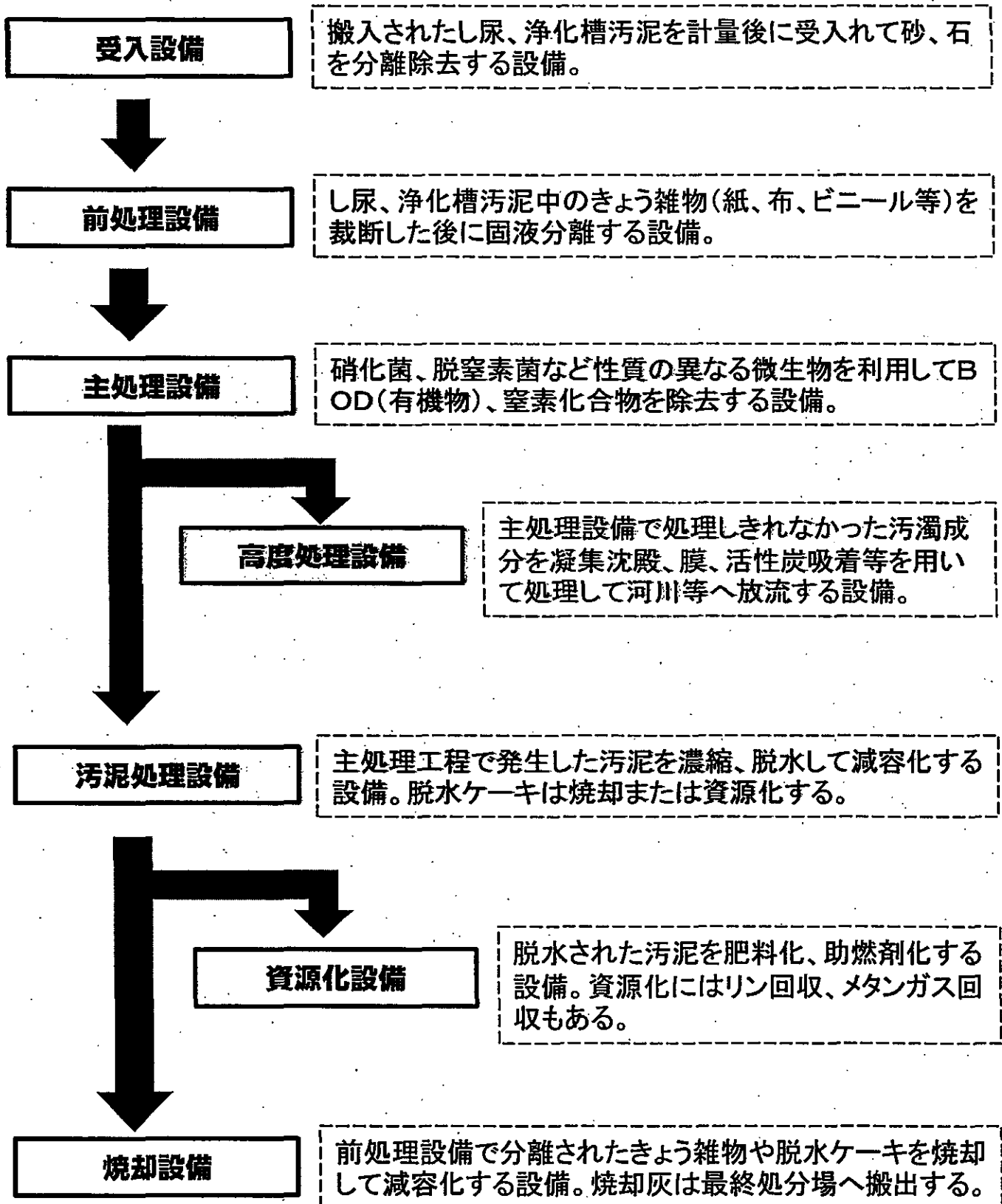
※ : 対象となる設備



※ 上記の設備と同様の機能を有する設備や、上記の設備の運転等のために必要な設備等の関連する設備も対象設備に含まれる。

し尿処理施設における対象設備(イメージ)

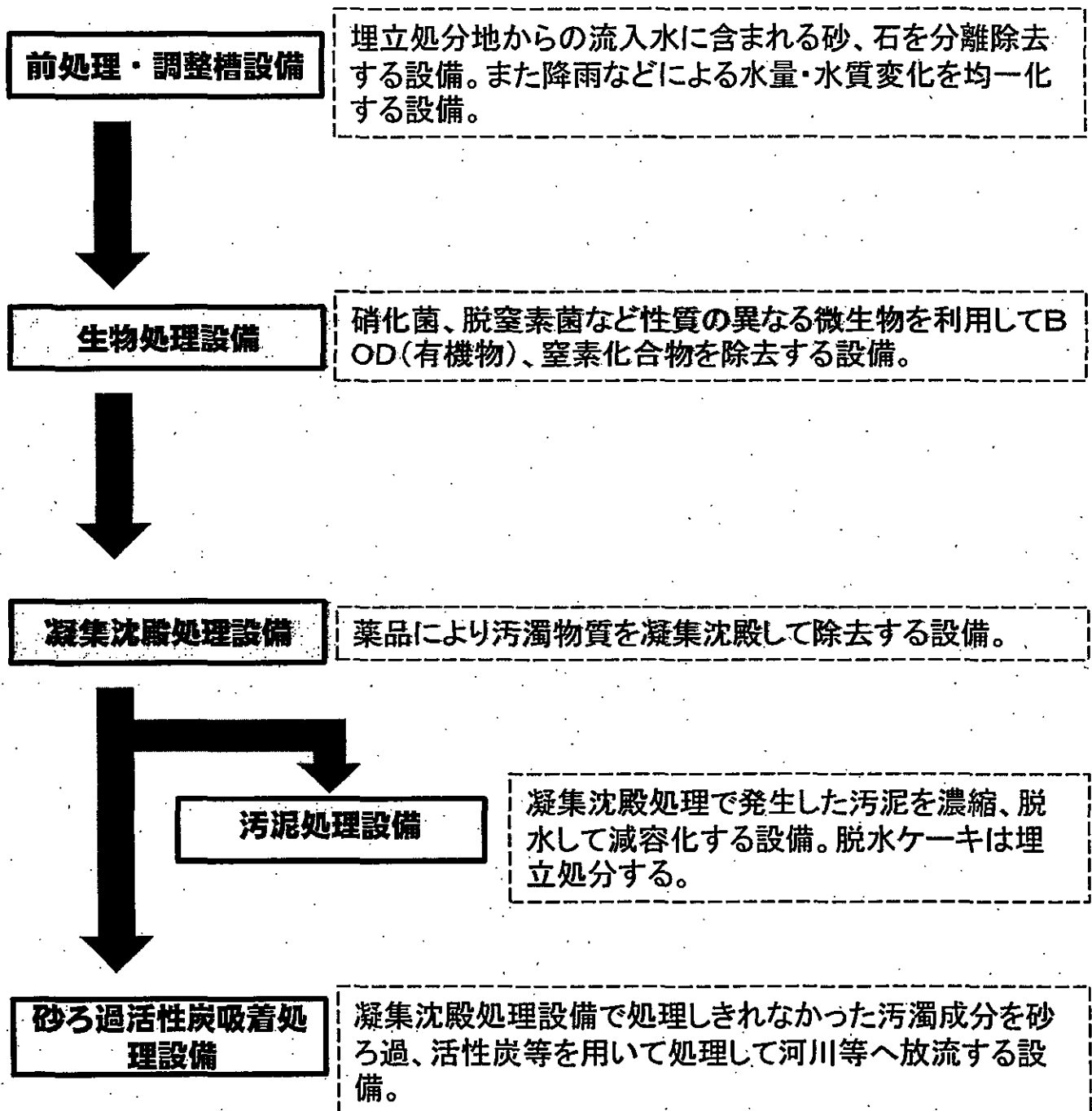
※ : 対象となる設備



※ 上記の設備と同様の機能を有する設備や、上記の設備の運転等のために必要な設備等の関連する設備も対象設備に含まれる。

最終処分場における対象設備(イメージ)

※ : 対象となる設備



※ 上記の設備と同様の機能を有する設備や、上記の設備の運転等のために必要な設備等の関連する設備も対象設備に含まれる。

下水道において必要な設備の運転、点検又は整備の業務

1 業務の概要

- 下水道法に規定する下水道における下水の排除又は処理に必要な設備の運転、点検又は整備の業務。
- 具体的には、水処理設備、焼却炉設備、污泥処理設備等の設備が該当する（対象設備の詳細は次ページを参照）。
 - ・ 水処理設備
物理的作用や生物的作用等により、汚水の浄化を図る設備。
 - ・ 焼却炉設備
脱水ケーキを補助燃料とともに焼却する設備。また、排ガス処理として、排ガス中のばいじんの捕捉・除去・回収や硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等の吸収・除去・回収を行う。
 - ・ 污泥処理設備
污泥を濃縮・脱水等し、減容化を図る設備。

2 専門性等

- 下水処理場では、主に活性污泥（主にバクテリア、原生動物、後生動物などから構成されている生物群集）を用い、汚水の浄化を行う。このため、業務の遂行のためには、微生物に対する専門的な知識・技術・経験が必要になる。
- 下水道法の規定により、下水道から河川等に放流される放流水の水質は、一定の基準（水素イオン濃度や大腸菌群数等に関する基準）に適合しなければならないため、業務の遂行のためには、生物・化学に関する専門的な知識・技術・経験が必要になる。
- 下水道法の規定により、処理施設等の維持管理については、一定の要件を満たす者（※）でなければ実施できないこととされている。

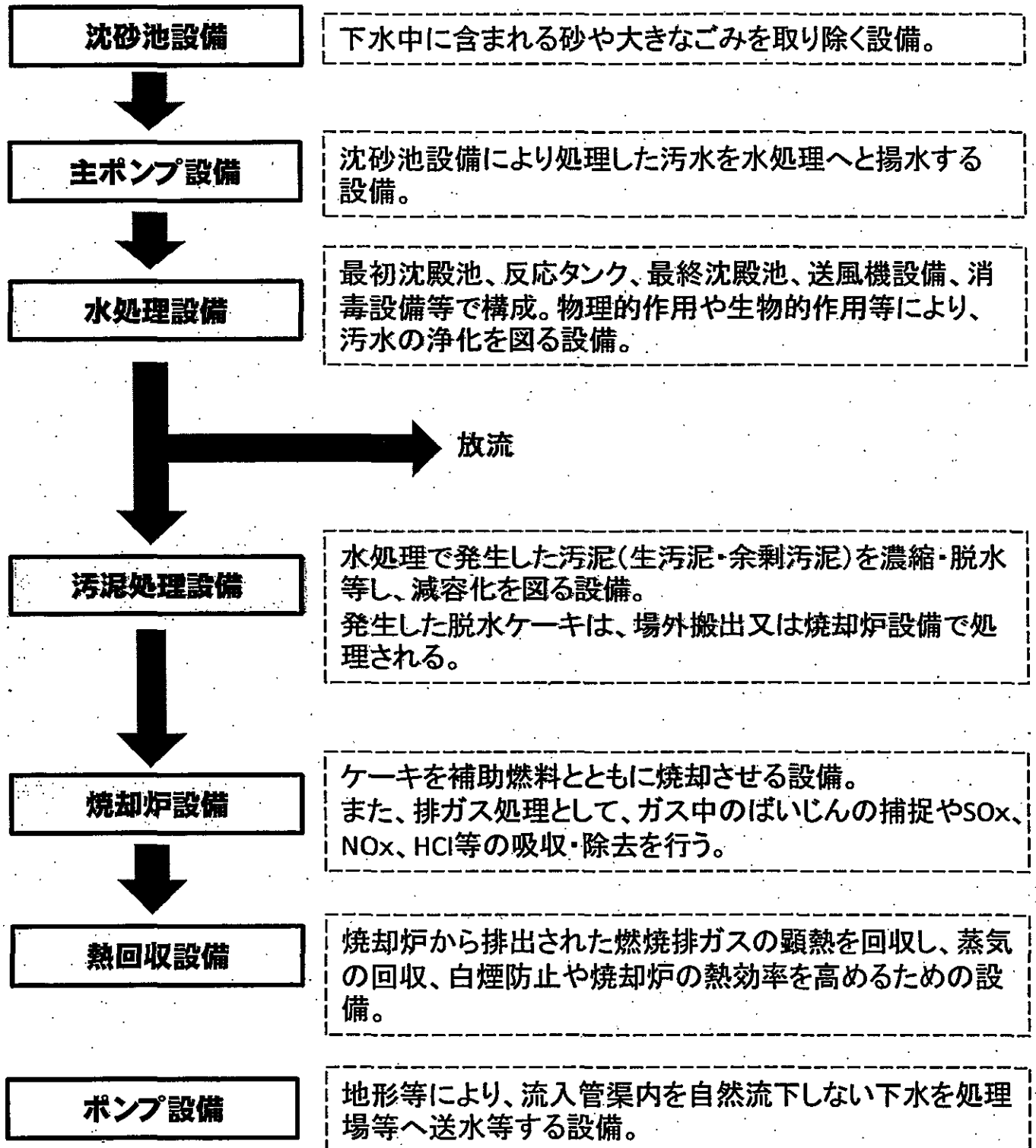
※ 下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者等

3 緊急性

- 東日本大地震によって、施設や設備等が破壊・故障し、仮設備や応急復旧した設備を用いるなど、通常の運転・点検・整備とは異なる運転等を求められるため、業務量が増加している。

下水道における対象設備(イメージ)

※ : 対象となる設備



※ 上記の設備と同様の機能を有する設備や、上記の設備の運転等のために必要な設備等の関連する設備も対象設備に含まれる。

水道施設において必要な設備の運転、点検又は整備の業務

1 業務の概要

- 水道法に規定する水道施設における水の供給に必要な設備の運転、点検又は整備の業務。
- 具体的には、沈砂池、着水井、沈殿池、ろ過施設等の設備の運転、点検又は整備の業務（対象設備は次ページを参照）。
 - ・ 沈砂池
原水中の砂を除去するための設備。
 - ・ 着水井
浄水場などへ流入する原水の水位動揺を安定させ、水位調節と流入量測定を行うために設ける池あるいはマス（柵）のこと。
 - ・ 沈殿池
懸濁物質や凝集作用で成長したフロックを沈澱分離し、後続のろ過施設にかかる負担を軽減する目的で設置されるもの。
 - ・ ろ過施設
粒状物を充填した層、膜等に水を浸透通過させて懸濁物を除去する施設。

2 専門性等

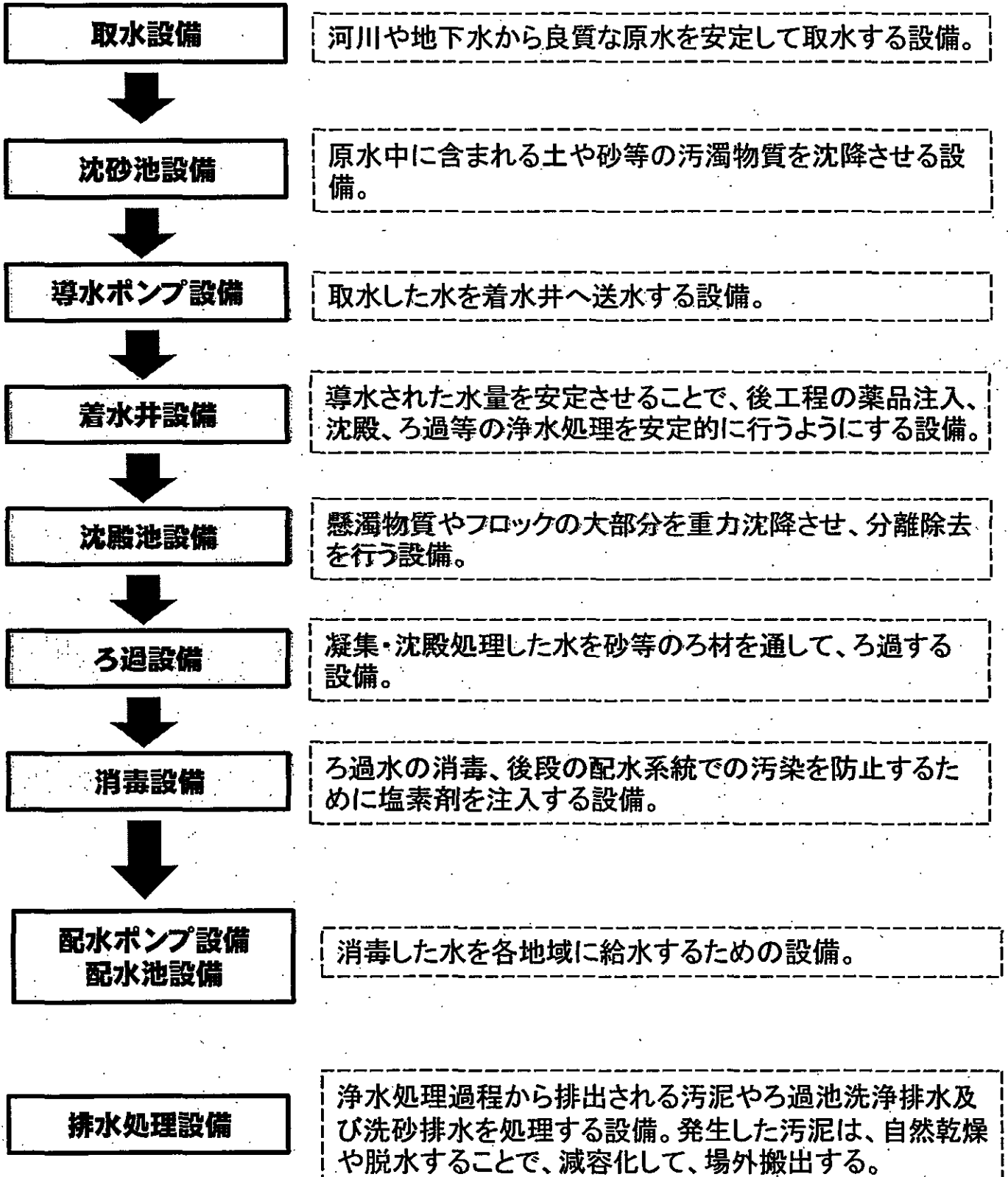
- 水道により供給される水は、水道法により、水質基準（有毒物質を含まないことや異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと等）が定められており、基準に適合した水を供給することができるかの判断には、専門的な知識・技術・経験が必要となる。
- 浄水処理を行うため、水中の小さなごみを集めて大きな塊にする凝集剤やPH 値を調整するためのアルカリ剤、殺菌や酸化のための塩素、脱臭のための活性炭など各種薬品を扱っており、水質や量によって薬品の量や種類を決める必要があるため、業務の遂行のためには専門的な知識・技術・経験が必要となる。

3 緊急性

- 東日本大地震によって、施設や設備等が破壊・故障し、仮設備や応急復旧した設備を用いるなど、通常の運転・点検・整備とは異なる運転等を求められるため、業務量が増加している。

水道施設における対象設備(イメージ)

※ : 対象となる設備



※ 上記の設備と同様の機能を有する設備や、上記の設備の運転等のために必要な設備等の関連する設備も対象設備に含まれる。

非破壊検査に必要な設備の運転、点検又は整備の業務

1 業務の概要

- 非破壊検査に必要な設備の運転、点検又は整備の業務（※）。

※ 当該業務の中には、目視試験など一体的に行われる業務も含まれる。

- 具体的には、磁粉探傷装置、エックス線検査設備、浸透探傷検査設備等の設備の運転、点検又は整備の業務。

- ・ 磁粉探傷装置

強い磁性を持つ検体に関して、きずの有無を調べる装置。材料に磁気を与えると、材料に存在するきずが磁極を形成して鉄分を吸着する性質を利用し、表面に鉄粉を撒いて材料表面と表面直下の比較的浅い部分のきずの有無を調べる。

- ・ エックス線検査設備

エックス線を利用して、物体に触れることなく検査する装置。

- ・ 浸透探傷検査設備

浸透性のよい検査液を用いて、表面の割れやきずなどを検出するための設備。

2 専門性等

- 非破壊検査は、磁粉探傷設備・エックス線検査設備・浸透探傷検査設備等の設備等を用いて、対象である構造物・設備等を破壊せずにその表面や内部のきず、劣化状況等を調べ、対象物の規格等への適合状況を判断する検査である。このため、業務の遂行のためには、物理や放射線など専門的な知識・技術・経験が必要となる。

- 専門的な知識・技術・経験を必要とすることから、非破壊検査に従事する者のほとんどが資格（非破壊試験技術者資格など）を所有している。

3 緊急性

- 東日本大震災からの復興のため、鉄道・道路等の橋脚等の補修・復旧に際する検査、建築物一般のダメージ調査のための検査等について、需要が増大している。

- 東日本大震災の影響で、全国社会インフラの老朽化や耐震性、建築物の維持管理等の観点から、全国的に非破壊検査の需要の増大が見込まれる。

非破壊検査とは

- 非破壊検査とは、物を壊さないで、表面や内部のきずの有無やその程度を知り、その対象物を規格などの基準に照らして、合格・不合格を判定する検査。
- 橋梁、車両、航空機、鉄道、ボイラなど、様々な分野で広く使用されている。
- 実際の検査にあたっては、対象に最もふさわしい検査法を選択するとともに、複数の検査法を複合的に用いて、診断結果を引き出すことが必要。
 - ・ 放射線透過試験
放射線を試験体に放射し、透過した放射線の強さの変化から、試験体内部のきずを調べる検査。
 - ・ 超音波探傷試験
超音波を試験体中に伝搬させたときに試験体の示す音響的性質を利用して試験体内部のきず又は材質を調べる非破壊検査。
 - ・ 磁粉探傷試験
磁性粉末を含む適切な試験媒体を利用し、漏えい磁界によって表面及び表面近傍のきずを検出する非破壊検査。
 - ・ 浸透探傷試験
浸透処理・余剰浸透液の除去処理・現像処理で構成される表面に開口したきずを指示模様として検出する非破壊検査。
 - ・ 渦電流探傷試験
コイルを用いて導体に時間的に変化する磁場を与え、導体に生じた渦電流がきずなどによって変化することを利用して、きずの検出を行う非破壊検査。
 - ・ 目視試験
試験体の表面状況（形状、色、粗さ、きずの有無など）を、直接又は拡大鏡を用いて肉眼で調べる検査。

※ ヒアリング結果をイメージ化したもの。

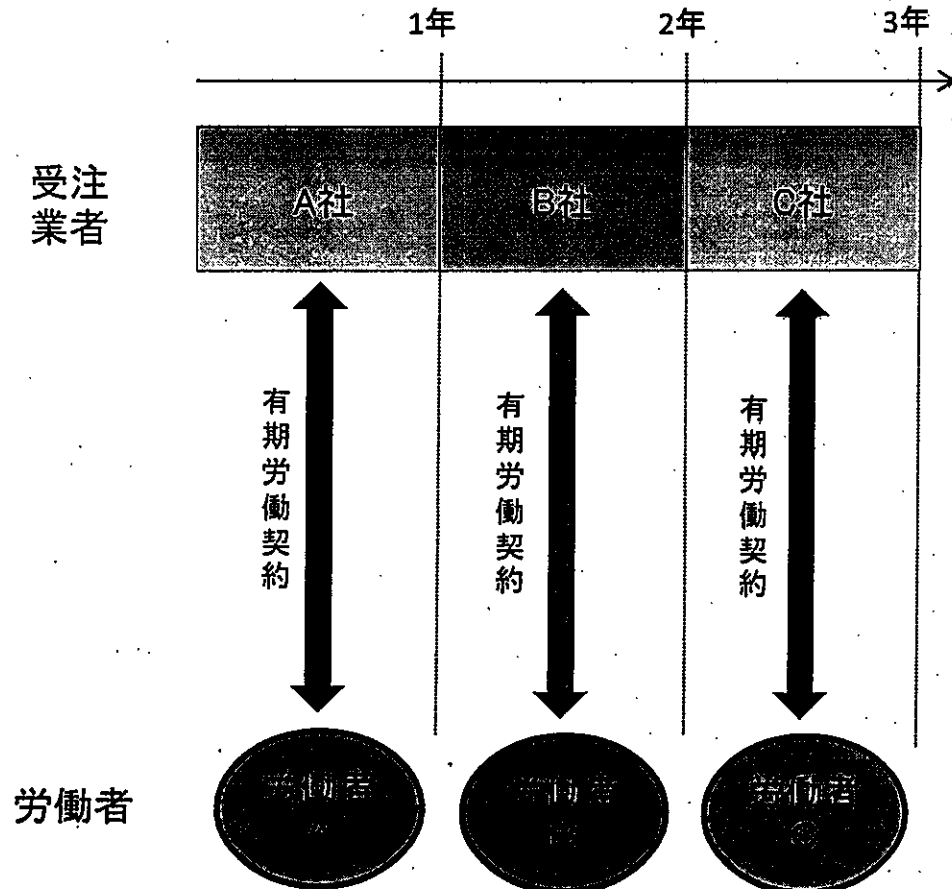
自治体から業務を受注する場合の労働契約のイメージ（ある一般廃棄物処理施設の場合）

※ 自治体との契約は、原則単年度契約（最長3年程度）。

直接雇用の場合

受注会社が変わるたびに労働者は有期労働契約を結ばなければならないため、労働者が同一の施設で働き続けることが難しい。

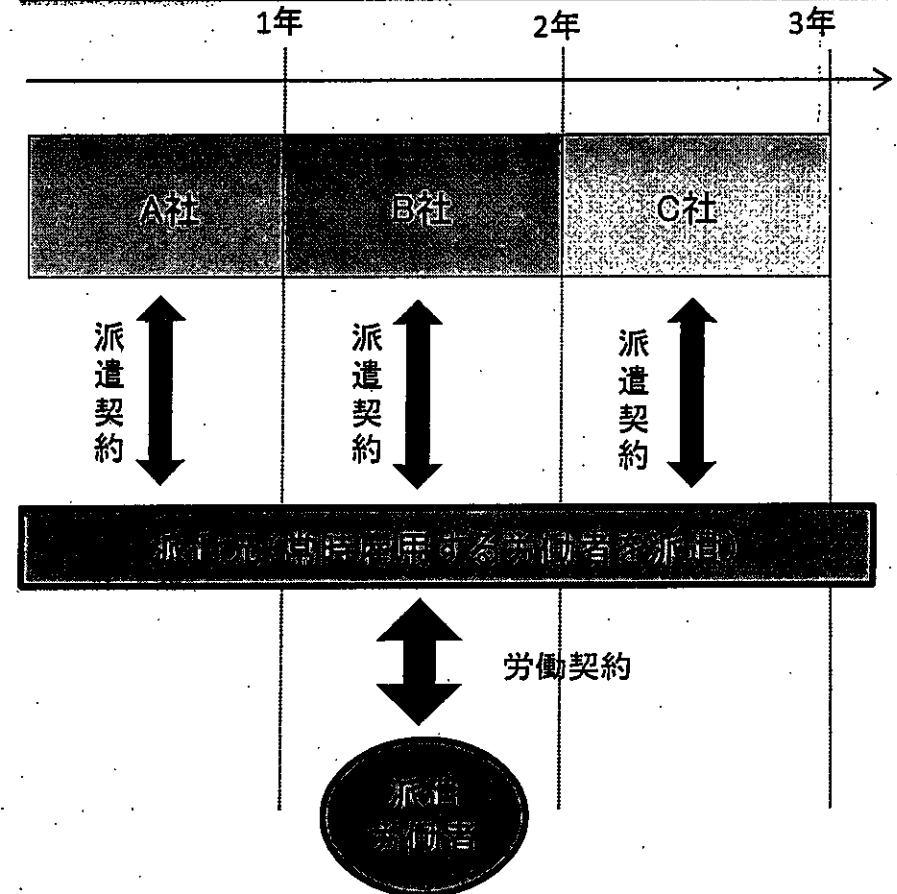
→ 雇用が不安定になるおそれ



労働者派遣の場合

受注会社が変わっても、派遣元が新しい受注会社と派遣契約を結ぶことにより、派遣労働者は同一の施設で働き続けることができる。

→ 雇用の安定に資することが可能



労働者数・派遣労働者数の粗い推計

	労働者数	派遣労働者数
一般廃棄物処理業	約 28,600 人	約 700 人
水道業 (下水道業、上水道業等)	約 110,700 人	約 1,700 人
非破壊検査	約 11,700 人	約 300 人

※ 一般廃棄物処理業・水道業の労働者数・派遣労働者数はそれぞれの業で従事する労働者数・派遣労働者数を、非破壊検査の労働者数は非破壊検査会社における労働者数を推計したものであり、「対象設備の運転、点検又は整備の業務」に従事する者以外も含まれている。

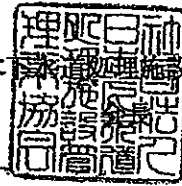
〔資料出所〕

- ・ 総務省統計局「平成22年国勢調査」
- ・ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成20年度）」、「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成20年度実績）」
- ・ （社）日本非破壊検査工業会調べ（平成20年4月21日、平成21年7月1日現在）
- ・ 産報出版株式会社「検査機器ニュース（2011年4月5日）」

社団法人 日本経済団体連合会
会 長 米 倉 弘 昌 様

社団法人

日本



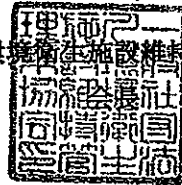
管理業協会

金 俊 和



一般社団法人

環境



管理業協会

武 藤



要望書

1. 件名

「労働者派遣法 政令26業務15号（建築設備運転等）の改正について」

2. 要旨

当協会各社は、発注者である自治体（都道府県・市町村等）から上下水道処理施設及びごみ処理施設・し尿処理施設・最終処分場等環境衛生施設の運転・維持管理業務を受託しており、その業務において一部派遣社員を受け入れております。施設の運転・維持管理業務は、「安全且つ安定した運転」を24時間・365日続けて、「施設の性能を維持しつつ長持ちさせる」ことによって、地域の生活環境を守る重要な役割・仕事を担っています。先に発生した東日本大震災では、大きな被害が出ている施設もあり、早期の復旧・復興に向けて対応中であります。また、被害の少なかった施設でも他自治体からの処理受入要請・応援への対応等多くの緊急非常措置的な対応を迫られております。これらの対応には、以下の3に示す通り、通常とは違う判断や対応を伴う緊急非常措置的な対応も必要になってきます。これらの対応を迅速且つ的確に行い、市民生活に直結する公共性の高い施設としての上記役割を果たすためには、運転・維持管理業務に関する専門的な知識・技術や経験が不可欠であり、これまで培ってきた派遣社員の専門知識・技術や経験も活かす必要があります。先の震災からの早期の復旧・復興や今後の災害防止の観点から、早急に政令を見直し当該業務を専門26業務（15号）に含めることとするよう関係機関に対し働き掛けを行って頂くよう強く要望致します。

3. 理由

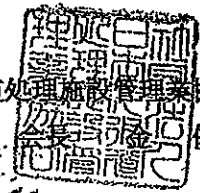
- (1) 被災した地域で処理施設が停止した後の応急的な仮復旧や仮設備での手動的な運転管理等、迅速且つ的確な対応・対策が必要であること
- (2) 処理量の増大や他施設からの処理受入要請等、通常時とは違う判断や対応が必要であること
- (3) 原発事故により一定基準以上の放射能に汚染された汚泥や焼却灰を所定処分地へ搬出できない時の緊急的な処理工程の変更や人員配置の変更が必要になること
- (4) 自治体からの発注形態・契約期間に制約があること

以上

平成23年 12月 13日

日本商工会議所
会頭 岡村 正 様

社団法人 日本下水道処理施設管理業協会



一般社団法人



要望書

1. 件名

「労働者派遣法 政令26業務15号（建築設備運転等）の改正について」

2. 要旨

当協会各社は、発注者である自治体（都道府県・市町村等）から上下水道処理施設及びごみ処理施設・し尿処理施設・最終処分場等環境衛生施設の運転・維持管理業務を受託しており、その業務において一部派遣社員を受け入れております。施設の運転・維持管理業務は、「安全且つ安定した運転」を24時間・365日続けて、「施設の性能を維持しつつ長持ちさせる」ことによって、地域の生活環境を守る重要な役割・仕事を担っています。先に発生した東日本大震災では、大きな被害が出ている施設もあり、早期の復旧・復興に向けて対応中であります。また、被害の少なかった施設でも他自治体からの処理受入要請・応援への対応等多くの緊急非常措置的な対応を迫られております。これらの対応には、以下の3に示す通り、通常とは違う判断や対応を伴う緊急非常措置的な対応も必要になってきます。これらの対応を迅速且つ的確に行い、市民生活に直結する公共性の高い施設としての上記役割を果たすためには、運転・維持管理業務に関する専門的な知識・技術や経験が不可欠であり、これまで培ってきた派遣社員の専門知識・技術や経験も活かす必要があります。先の震災からの早期の復旧・復興や今後の災害防止の観点から、早急に政令を見直し当該業務を専門26業務（15号）に含めることとするよう関係機関に対し働き掛けを行って頂くよう強く要望致します。

3. 理由

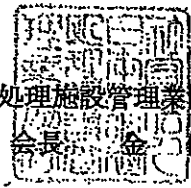
- (1) 被災した地域で処理施設が停止した後の応急的な仮復旧や仮設設備での手動的な運転管理等、迅速且つ的確な対応・対策が必要であること
- (2) 処理量の増大や他施設からの処理受入要請等、通常時とは違う判断や対応が必要であること
- (3) 原発事故により一定基準以上の放射能に汚染された汚泥や焼却灰を所定処分地へ搬出できない時の緊急的な処理工程の変更や人員配置の変更が必要になること
- (4) 自治体からの発注形態・契約期間に制約があること

以上

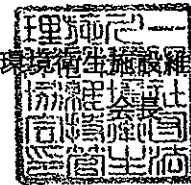
平成23年 12月 13日

全国中小企業団体中央会
会長 鶴田欣也 様

社団法人 日本下水道処理施設管理業協会



一般社団法人 環境衛生施設維持管理業協会



要望書

1. 件名

「労働者派遣法 政令26業務15号（建築設備運転等）の改正について」

2. 要旨

当協会各社は、発注者である自治体（都道府県・市町村等）から上下水道処理施設及びごみ処理施設・し尿処理施設・最終処分場等環境衛生施設の運転・維持管理業務を受託しており、その業務において一部派遣社員を受け入れております。施設の運転・維持管理業務は、「安全且つ安定した運転」を24時間・365日続けて、「施設の性能を維持しつつ長持ちさせる」ことによって、地域の生活環境を守る重要な役割・仕事を担っています。先に発生した東日本大震災では、大きな被害が出ている施設もあり、早期の復旧・復興に向けて対応中であります。また、被害の少なかった施設でも他自治体からの処理受入要請・応援への対応等多くの緊急非常措置的な対応を迫られております。これらの対応には、以下の3に示す通り、通常とは違う判断や対応を伴う緊急非常措置的な対応も必要になってきます。これらの対応を迅速且つ的確に行い、市民生活に直結する公共性の高い施設としての上記役割を果たすためには、運転・維持管理業務に関する専門的な知識・技術や経験が不可欠であり、これまで培ってきた派遣社員の専門知識・技術や経験も活かす必要があります。先の震災からの早期の復旧・復興や今後の災害防止の観点から、早急に政令を見直し当該業務を専門26業務（15号）に含めることとするよう関係機関に対し働き掛けを行って頂くよう強く要望致します。

3. 理由

- (1) 被災した地域で処理施設が停止した後の応急的な仮復旧や仮設備での手動的な運転管理等、迅速且つ的確な対応・対策が必要であること
- (2) 処理量の増大や他施設からの処理受入要請等、通常時とは違う判断や対応が必要であること
- (3) 原発事故により一定基準以上の放射能に汚染された汚泥や焼却灰を所定処分地へ搬出できない時の緊急的な処理工程の変更や人員配置の変更が必要になること
- (4) 自治体からの発注形態・契約期間に制約があること

以上



NDT 工業会 23-第 32 号

平成 23 年 12 月 2 日

日本商工会議所 殿

東京都千代田区内神田三丁目 8 番号

社団法人 日本非破壊検査工業会

理事長 松村 康 人



労働者派遣法に係る要望書

標記について、非破壊検査業を政令で定めるいわゆる 26 業務と同様に期間の制限を受けない業務として認定されますよう要望いたします。

要望理由

1. 非破壊検査の専門性

1) 日本標準産業分類

平成 20 年 4 月第 12 回の改定に伴い、商品・非破壊検査業が技術サービス業に組み込まれる。商品検査業は、各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所をいう。非破壊検査業とは、主として原子力発電所、船舶、航空機、化学プラント、橋りょう、ビル等の構造物、設備又はボイラ等の使用中の安全確保のため、放射線、超音波、渦電流、浸透現象等を利用して構造物、設備を壊さずに検査する事業所をいう。また、ものづくり基盤技術振興基本法においても指定されている。

2) 資格を有する特殊な技術

非破壊検査技術者は、国家資格、JIS 等の規格、各種団体の認定資格の取得が求められており、その中でも高度な資格を取得するには、最低でも 5 年以上の年月を要する。従って、高度専門的な資格を保有する非破壊検査技術者の派遣は、派遣先の常用雇用 に 代替するものではなく、派遣される技術者は派遣元の社員として他の社員と同条件で雇用が確保され身分の保障がなされている。又、品質確保の観点から非破壊検査の第三者中立性を求められていることから、派遣先である施工者の正社員の雇用を阻害するものではない。

2. 最近の動向

1) 震災の影響による技術者の確保

震災地においては、これから復興に向けたインフラ整備に伴い、非破壊検査に対するニーズが増えることが予想され、検査技術者の確保及び雇用の維持が急務である。

2) 建築構造物の品質確保

国交省の定める木造建築工事標準仕様書の中に、品質確保の観点から非破壊検査の導入が検討される方向にある。このことは社会の安全、安心に寄与するものである。

以上

社団法人日本経済団体連合会 殿

東京都千代田区内神田一丁目 8 番号
社団法人 日本非破壊検査工業会
理事長 松村 康 人

労働者派遣法に係る要望書

標記について、非破壊検査業を政令で定めるいわゆる 26 業務と同様に期間の制限を受けない業務として認定されますよう要望いたします。

要望理由

1. 非破壊検査の専門性

1) 日本標準産業分類

平成 20 年 4 月第 12 回の改定に伴い、商品・非破壊検査業が技術サービス業に組み込まれる。商品検査業は、各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所をいう。非破壊検査業とは、主として原子力発電所、船舶、航空機、化学プラント、橋りょう、ビル等の構造物、設備又はボイラ等の使用中の安全確保のため、放射線、超音波、渦電流、浸透現象等を利用して構造物、設備を壊さずに検査する事業所をいう。また、ものづくり基盤技術振興基本法においても指定されている。

2) 資格を有する特殊な技術

非破壊検査技術者は、国家資格、JIS 等の規格、各種団体の認定資格の取得が求められており、その中でも高度な資格を取得するには、最低でも 5 年以上の年月を要する。従って、高度専門的な資格を保有する非破壊検査技術者の派遣は、派遣先の常用雇用に代替するものではなく、派遣される技術者は派遣元の社員として他の社員と同条件で雇用が確保され身分の保障がなされている。又、品質確保の観点から非破壊検査の第三者中立性を求められていることから、派遣先である施工者の正社員の雇用を阻害するものではない。

2. 最近の動向

1) 震災の影響による技術者の確保

震災地においては、これから復興に向けたインフラ整備に伴い、非破壊検査に対するニーズが増えることが予想され、検査技術者の確保及び雇用の維持が急務である。

2) 建築構造物の品質確保

国交省の定める木造建築工事標準仕様書の中に、品質確保の観点から非破壊検査の導入が検討される方向にある。このことは社会の安全、安心に寄与するものである。

以上



NDT 工業会 23-第 31 号
平成 23 年 12 月 6 日

全国中小企業団体中央会 殿

東京都千代田区南神田二丁目 8 番号

社団法人 日本非破壊検査工業会

理事長 松村 康 人



労働者派遣法に係る要望書

標記について、非破壊検査業を政令で定めるいわゆる 26 業務と同様に期間の制限を受けない業務として認定されますよう要望いたします。

要望理由

1. 非破壊検査の専門性

1) 日本標準産業分類

平成 20 年 4 月第 12 回の改定に伴い、商品・非破壊検査業が技術サービス業に組み込まれる。商品検査業は、各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所をいう。非破壊検査業とは、主として原子力発電所、船舶、航空機、化学プラント、橋りょう、ビル等の構造物、設備又はボイラ等の使用中の安全確保のため、放射線、超音波、渦電流、浸透現象等を利用して構造物、設備を壊さずに検査する事業所をいう。また、ものづくり基盤技術振興基本法においても指定されている。

2) 資格を有する特殊な技術

非破壊検査技術者は、国家資格、JIS 等の規格、各種団体の認定資格の取得が求められており、その中でも高度な資格を取得するには、最低でも 5 年以上の年月を要する。従って、高度専門的な資格を保有する非破壊検査技術者の派遣は、派遣先の常用雇用に代替するものではなく、派遣される技術者は派遣元の社員として他の社員と同条件で雇用が確保され身分の保障がなされている。又、品質確保の観点から非破壊検査の第三者中立性を求められていることから、派遣先である施工者の正社員の雇用を阻害するものではない。

2. 最近の動向

1) 震災の影響による技術者の確保

震災地においては、これから復興に向けたインフラ整備に伴い、非破壊検査に対するニーズが増えることが予想され、検査技術者の確保及び雇用の維持が急務である。

2) 建築構造物の品質確保

国交省の定める木造建築工事標準仕様書の中に、品質確保の観点から非破壊検査の導入が検討される方向にある。このことは社会の安全、安心に寄与するものである。

以上

○ 専門的な知識等を必要とする業務の変遷

法施行時 【13業務】	昭和61年改正 【16業務】	平成8年改正 【26業務】	平成14年改正 【26業務】
ソフトウェア開発 事務用機器操作 通訳、翻訳、速記 秘書 ファイリング 調査 財務処理 取引文書作成 デモンストレーション 添乗 案内・受付、駐車場管理等 建築物清掃 建築設備運転、点検、整備	ソフトウェア開発 事務用機器操作 通訳、翻訳、速記 秘書 ファイリング 調査 財務処理 取引文書作成 デモンストレーション 添乗(※1) 案内・受付、駐車場管理等(※1) 建築物清掃 建築設備運転、点検、整備	ソフトウェア開発 機械設計 放送機器等操作 放送番組等演出 事務用機器操作 通訳、翻訳、速記 秘書 ファイリング 調査 財務処理 取引文書作成 デモンストレーション 添乗(※2) 案内・受付、駐車場管理等 建築物清掃 建築設備運転、点検、整備	ソフトウェア開発 機械設計 放送機器等操作 放送番組等演出 事務用機器操作 通訳、翻訳、速記 秘書 ファイリング 調査 財務処理 取引文書作成 デモンストレーション 添乗 建築物清掃 建築設備運転、点検、整備 案内・受付、駐車場管理等
	機械設計 放送機器等操作 放送番組等演出	研究開発 事業の実施体制の企画・立案 書籍等の制作・編集 広告デザイン インテリアコーディネータ アナウンサー OAインストラクション セールスエンジニアの営業 放送番組等における大道具・小道具 テレマーケティングの営業	研究開発 事業の実施体制の企画・立案 書籍等の制作・編集 広告デザイン インテリアコーディネータ アナウンサー OAインストラクション テレマーケティングの営業 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業 放送番組等における大道具・小道具

(太字下線部が追加部分)

※1 平成2年の政令改正により、

- ① 「案内・受付、駐車場管理等の業務」に、「博覧会場における受付・案内の業務」を、
 - ② 「添乗の業務」に、「船舶鉄道等の旅客の用に供する施設内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務」を、
- それぞれ追加。

また、ファイリングの業務の定義を改定。

※2 平成8年の政令改正により、「添乗の業務」に、「主催旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務又は当該業務に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務(車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。)」を追加。

労働者派遣法・労働者派遣法施行令参照条文

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二～四（略）

2～5（略）

- 6 厚生労働大臣は、第一項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号若しくは第四号の厚生労働省令の制定若しくは改正をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）（抄）

（法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務）

第四条 法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守（これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。）又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。第二十三号及び第二十五号において同じ。）の設計、作成若しくは保守の業務
- 二 機械、装置若しくは器具（これらの部品を含む。以下この号及び第二十五号において「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図（現図製作を含む。）の業務
- 三 映像機器、音声機器等の機器であつて、放送番組等（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。）の制作のために使用されるものの操作の業務
- 四 放送番組等の制作における演出の業務（一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。）
- 五 電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器（第二十三号において「事務用機器」という。）の操作の業務
- 六 通訳、翻訳又は速記の業務
- 七 法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務
- 八 文書、磁気テープ等のファイリング（能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従つてする文書、磁気テープ等の整理（保管を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る分類の作成又はファイリング（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）の業務
- 九 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務
- 十 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

十一 外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成（港湾運送事業法第二条第一項第一号に掲げる行為に附随して行うもの及び通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二条第一号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。）の業務

十二 電子計算機、自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

十三 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）若しくは同法第四条第一項第四号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）、旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

十四 建築物における清掃の業務

十五 建築設備（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備をいう。次号において同じ。）の運転、点検又は整備の業務（法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。）

十六 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務、建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であつて当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務（第十四号に掲げる業務を除く。）

十七 科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務（第一号及び第二号に掲げる業務を除く。）

十八 企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務（労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。）

十九 書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

- 二十 商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（次号に掲げる業務を除く。）
- 二十一 建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務（法第四条第一項第二号に規定する建設業務を除く。）
- 二十二 放送番組等における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務（これらの業務に付随して行う業務であつて、放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。）
- 二十三 事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用法又はプログラムの使用法を習得させるための教授又は指導の業務
- 二十四 電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
- 二十五 顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
- 二十六 放送番組等の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務（法第四条第一項第二号に規定する建設業務を除く。）